

島田市議会基本条例案(骨子)等に対する意見募集の結果について

○島田市議会基本条例について

1 全般

条例案(骨子)の項目	No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
(全般的なご意見)	1	一読して当たり前の文言ばかりが並んでいる。なぜ改めて条例で定めなければならないのか。	議会の活動原則や市民に開かれた議会のあり方などの基本的な事項を条例により定め、市議会としてあるべき姿を明らかにしておくことが必要と判断しました。
	2	議会基本条例について意見を求めるのに、なぜ条例案ではなく原案の骨子なのか。骨子だけで意見聴取がこと足りると考えているのか。	今回の意見聴取は市のパブリックコメント制度に準じて行ったもので、条例の場合はその基本的な方針を示すこととなっているため、骨子により意見募集を行いました。
	3	先進事例と比べると具体的な内容が少なく不満である。	議会基本条例の名称にあるとおり、基本となる方向性、考え方を定めてあります。具体的な事柄については、規則、実施要綱などで定め、一体的に運用していきます。
	4	基本条例と銘打っている以上、具体的な内容まで入れるのはいかがかと思う。運用については規則などに委ねればよい。また条例の内容もさることながら文言のあり方も格調高いものにするべき。	議会基本条例の名称にあるとおり、基本となる方向性、考え方を定めてあります。具体的な事柄については、規則、実施要綱などで定め、一体的に運用していきます。また、できるだけわかりやすい表現を心掛けながら、市条例としての格調が損なわれないよう努めます。
	5	条文の中に「原則」という表現が多すぎる。原則論はわかるが、削除の箇所を考えてほしい。	例外的な事項が想定される場合に「原則として」という表現を用いています。

(全般的なご意見)

6	議会は、市民の負託を受けた議員が行政に対するチェックとともに許容された施策提言をする機関であり、議員にはそれなりの権限、研修機会、対価などが付与され、市民と同等とするには無理がある。市民の意向を尊重して活動するのは当然としても、現行の代議システムを否定して直接民主主義を求めるような案文は慎重にあるべき。	間接民主制のもとで広く市民の意見・要望などを把握し、市政に反映させたいと考えます。そのため、議会報告会の開催や公聴会・参考人制度の活用などによる市民の参画について定めようとするものです。条文は誤解が生じない表現を心掛けます。
7	議会は行政の追認機関みたいなものだと思っているし、その責任は夕張市のように市民が負うことになる。意思決定のときに住民が参加できるような条例にしてもらいたい。	条例により、島田市議会が行政の追認機関ではない自律的な存在であることを示したいと思います。市民の皆様と意見交換できるシステムの方向性を条例に明記します。
8	「努めなければならない」など消極的な条文にならないようにしてもらいたい。	努力義務の表現については見直しを行います。 ※修正した箇所は、別紙「新旧対照表（骨子）」のとおりです。
9	議会が自立した機関であることを明確にうたってもらいたい。行政の付属物でない、市民の負託を受けた独自の機関であることを明確にってもらいたい。	島田市議会のあり方に関する決意、気持ちを条例の前文に明記します。

2 総則

条例案（骨子）の項目	No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
(1) 目的 この条例は、島田市議会と島田市議会議員の活動の原則や市民に開かれた議会の在り方などの議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の福祉の向上と公正な市政の持続的発展に寄与することを目的とします。	10	「公正な市政の持続的発展に寄与すること」の箇所について、抽象的かつ難解な文言を避けてもらいたい。	できるだけ平易な表現を心掛けたいと思いますが、言葉の正確性や市条例その他の例規との統一性に配慮しました。
	11	「市民の福祉の向上」は広く地方公共団体の目的とされるものであり、議会にのみ期待をされたものではない。また、本条例の目的とするには抽象的すぎる。	市民福祉の向上は、地方公共団体の一翼をなす議会が果たすべき重要な役目であると考えます。議会基本条例に明記する目的としてふさわしいと判断しました。 議会基本条例の方向性を示す理念として明記したいと考えます。
	12	「市民の福祉の向上」を「市民の生活の安定」とすることはできないか。生活の安定が福祉の向上につながっていくと思う。	ご意見のとおり「市民の生活の安定」は「市民の福祉の向上」を図る上での重要な要素ですが、議会基本条例には生活の安定をも含む理念として「市民の福祉の向上」を明記したいと考えます。
(2) 議会の活動原則 議会は、次に掲げる原則に従って活動します。 (抜粋) ・市民の議会活動に参画する機会の確保に努めること。	13	「市民の議会活動に参画する機会の確保」とは何か。イメージがわからない。具体例が必要である。	骨子の「3 議会と市民の関係の(1)議会報告会等や5 議会運営の(1)参考人制度及び公聴会制度」などを具体例として考えています。

<p>(3) 議員の活動原則 議員は、次に掲げる原則に従って活動します。 (抜粋) ・高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。</p>	14	<p>「高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること」の箇所について、抽象的かつ難解な文言を避けてもらいたい。</p>	<p>できるだけ平易な表現を心掛けたいと思いますが、言葉の正確性や市条例その他の例規との統一性に配慮しました。</p>
--	----	---	---

3 議会と市民の関係

条例案（骨子）の項目	No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>(1) 議会報告会等 ○議会は、市民に議会活動の動向を伝えたり、市民と自由に意見や情報を交換したりするため、定期的に議会報告会を開催します。 ○議会は、市政に関する特定の課題について、市民と意見を交換する機会を設けることができます。 ○議会は、議会報告会等で得た市民からの意見及び情報を、議会活動に反映させるよう努めます。</p>	15	<p>「議会活動の動向を伝えたり」の箇所について、抽象的かつ難解な文言を避けてもらいたい。</p>	<p>議会基本条例は議会のあり方に関する基本的な方向を示すものと考えています。具体的な内容や方法は、逐条解説等によりわかりやすくお示しできると考えます。</p>
	16	<p>市民が負託したのは議員であり、議会や委員会ではない。島田市議会による議会報告会の定例化は議論の余地がある。</p>	<p>議会の活動の動向を伝え、また、市民と自由に意見や情報を交換する議会報告会の開催は必要であると判断しました。</p>
	17	<p>「市民からの意見及び情報を議会活動に反映させる」とあるが、この中の「議会活動」を「市政」としてもらいたい。</p>	<p>議会の活動原則に市民の意見を「市政」に反映することがうたわれていますので、ここでは市政のより具体的な内容として議会活動と明記したいと考えます。</p>

	18	議会報告会だけで議会活動の内容を報告するのは不可能である。議員の言いたいことが十分に伝わるよう議会だよりを充実させたり、インターネットで本会議を見られるようにしてもらいたい。条例に細かく書く問題ではないかもしれないが、姿勢を条例で明確にする必要がある。	議会の活動原則に「議会活動に関する情報を積極的に発信すること」と明記することにより姿勢が明確になるものと考えます。議会だよりの充実やインターネット配信の実現については、この姿勢を行動に移すことにより対応していきます。
--	----	--	--

4 議会と執行機関との関係について

条例案（骨子）の項目	No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
(2) 市長が立案する政策の調査 議会は、市長が立案する政策が市民の福祉の増進に資するものであるかどうかについて、必要な調査を行います。	19	主語を「議会」から「議員」に変えるべきではないか。	島田市議会では、市長が政策を議案として提出した際に、議決により執行当局に資料を請求し政策の調査を行っていますが、これまで明文化されたものがなかったため、主語を「議会」として条例に明記するものです。 なお、資料請求の具体的な内容、方法等は会議規則に定めます。

5 議会運営

条例案（骨子）の項目	No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>(1) 議員相互の討議</p> <p>議員は、会議において、議員相互の討議を積極的に行うよう努めなければなりません。</p>	20	<p>抽象的かつ難解な文言をさけてもらいたい。議員に対する努力義務は、抽象的事項にとどめず、できる限り条例制定の背景と基本的な考え方に沿った範囲内で規範的条項（文）にすべきではないか。</p>	<p>議会基本条例では議会のあり方に関する基本的な方向を示したいと思います。討議の具体的な方法は逐条解説等により、わかりやすくお示しできると考えます。</p> <p>また、努力義務の表現についてはご意見を参考に見直しを行います。</p> <p>※修正の内容は、別紙「新旧対照表（骨子）」のとおりです。</p>
	21	<p>議員として当然の職責を「努めなければならぬ」と消極的な言い回しとしないようにしてもらいたい。</p>	
<p>(4) 政務調査費の活用（抜粋）</p> <p>○議員は、市政の調査研究に資するために交付を受けた政務調査費を政策の立案や提言に生かすよう努めなければなりません。</p>	22	<p>議員として当然の職責を「努めなければならぬ」と消極的な言い回しとしないようにしてもらいたい。</p>	<p>努力義務の表現についてはご意見を参考に見直しを行います。</p> <p>※修正の内容は、別紙「新旧対照表（骨子）」のとおりです。</p>
	23	<p>政務調査費は、研究や広聴・広報に有効に使うために許されたものであり、枝葉末節の議論により本来の目的が制約されることがないように条例整備が必要である。</p>	<p>政務調査費の目的、具体的な運用については、政務調査費の交付に関する条例や関連の例規に定めてありますが、より良い内容となるようにしていきます。</p>
	24	<p>政務調査費の広報費・広聴費を使い議員個人の議会報告会を行う場合、その日程が議会広報紙に掲載されるよう条文整備をしてほしい。</p>	<p>議員の活動と機関としての議会の活動は、分けて考えています。</p>

<p>(5) 研修の充実 議会は、政策の立案及び提言の能力の向上等を図るため、議員に対する研修の充実に努めます。</p>	25	<p>「提言の能力の向上等を図るため」の箇所について、抽象的かつ難解な文言をさけてもらいたい。議員に対する努力義務は、抽象的事項にとどめず、できる限り条例制定の背景と基本的な考え方に沿った範囲内で規範的条項（文）にすべきではないか。</p>	<p>議会基本条例では議会のあり方に関する基本的な方向を示したいと思います。提言能力の向上についての具体的な方法は逐条解説等により、わかりやすくお示しできると考えます。 また、努力義務の表現についてはご意見を参考に見直しを行います。</p> <p>※修正の内容は、別紙「新旧対照表（骨子）」のとおりです。</p>
<p>(6) 議会図書室の管理・運営 議会は、議会図書室を適正に管理・運営するとともに、その機能の充実に努めます。</p>	26	<p>法にうたわれてはいるが、議会図書室は現行の市立図書館の専用コーナーを充実して、その管理・運営を委託すれば事足りると思う。</p>	<p>地方自治法第100条第17項には議会が図書室を附置することが規定されており、議会の事務として管理することが前提であると解釈しています。ここでは議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の機能の充実に努めたいと考え明記しました。</p>

6 条例の内容及び運用検討
 意見なし

7 施行期日

条例案（骨子）の項目	No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
施行期日 平成21年4月1日	27	平成21年4月1日と既定されているのはなぜか。骨子で意見聴取がこと足りたとするならば民意軽視ととらざるを得ない。	<p>目標としている作業スケジュールのなかで意見聴取などを行いながら平成21年4月1日の施行を目指しています。 骨子による意見聴取の理由についてはNo. 2のとおりです。</p>

○島田市議会会議規則の一部を改正する規則について

改正案（骨子）の項目	No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>2 改正の内容 （抜粋）</p> <p>○本会議の一般質問で一問一答方式（制限時間内で一問一答により質問を行う方式）を選択することができることとします。</p>	1	<p>議会は、自由な討議を重んずるべきと思う。市民が明らかにしたい点について、時間だからと打ち切ってしまう議会では困る。「制限時間内で一問一答」という枠ははめないほうがいい。</p>	<p>より具体的に定義することを目的に「制限時間内」という表現を用いましたが、ご意見を参考に規定の見直しを行います。</p> <p>※修正の内容は、別紙「新旧対照表（骨子）」のとおりです。</p>

○議会の議決すべき事件を定める条例について

意見なし